平成２２年（再ロ）第１号
新潟県胎内市若松町15番31―２号
再生債務者　白鳥イツ子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月６日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月28日まで
平成22年10月７日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２２年（再ロ）第６号
青森県弘前市大字宮園３丁目６番地39
再生債務者　中田　貴子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月１日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月29日まで
平成22年10月８日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第７号
青森県弘前市大字俵元１丁目３番地17
再生債務者　水木　　淳
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年９月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年10月29日まで
平成22年10月８日　青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（再ロ）第４号
高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２―103
再生債務者　鵜川　武士
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年８月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年11月４日まで
平成22年10月７日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００４０号
埼玉県川口市幸町３―11―12―701
再生債務者　岡田　輝秀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第９号
埼玉県上尾市中妻５丁目８番地１　サニーハイツ中妻701
再生債務者　岩井　保典
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１００６５号
千葉県我孫子市岡発戸679―１―１―102
再生債務者　磯貝　正博
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再ロ）第１３号
鹿児島市吉野町2632番地16
再生債務者　田代　浩二
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再ロ）第１号
鹿児島市和田１丁目36番15号
再生債務者　古市　保正
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年９月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日
鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

平成２２年（再ロ）第６号
千葉市若葉区原町921番地12
再生債務者　浅川日出海
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月５日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（再ロ）第５２号
大阪府茨木市真砂３丁目12番22号
再生債務者　後藤　　太
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６号
兵庫県宝塚市口谷西１丁目11番１―201号
再生債務者　金子　晋一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年10月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年10月７日　神戸地方裁判所伊丹支部

会社公告

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
甲及び乙の株主総会の承認決議は平成二十二年十一月二日に予定しております。
効力発生日は平成二十二年十二月一日であり、
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月十三日
掲載頁　九十一頁（号外第九十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年八月二日
掲載頁　九十二頁（号外第一六一号）
平成二十二年十月十九日
東京都港区芝浦四丁目一一番二二号
（甲）株式会社ＯＫＩプロサーブ
代表取締役社長　下栢元英夫
東京都江東区永代一丁目一二番五号
（乙）株式会社沖ロジスティクス
代表取締役社長　吉田　忠夫

会社公告
左記会社は合併して甲は乙及び丙並びに丁の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙並びに丁は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.palazzo.co.jp/tokyoplazabs.htm
（乙）http://www.palazzo.co.jp/akitsubs.htm
（丙）http://www.palazzo.co.jp/kemigawa2bs.htm
（丁）http://www.palazzo.co.jp/stationbldgbs.htm
平成二十二年十月十九日
東京都中野区中野二丁目二九番六号
（甲）株式会社パラッツォ東京プラザ
代表取締役　徐　東　湖
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
（乙）株式会社パラッツォ秋津
代表取締役　徐　東　湖
東京都中野区中野二丁目二九番六号
（丙）株式会社パラッツォ新検見川パート
代表取締役　徐　東　湖
千葉県佐倉市上志津二六六三番地二六
（丁）株式会社志津ステーションビル
代表取締役　古川　謙司

会社公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.palazzo.co.jp/shimurabs.htm
（乙）http://www.palazzo.co.jp/funabashi2bs.htm
平成二十二年十月十九日
東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
（甲）株式会社パラッツォ志村
代表取締役　徐　東　湖
千葉県船橋市本町一丁目七番二〇号
（乙）株式会社パラッツォ船橋パートツー
代表取締役　徐　東　湖